

《本人確認に関するお願い》

令和2年12月に押印の見直し等に伴う関係規則が改正され、書類の押印が不要となり、請求者等の本人確認が必須となりました。

つきましては、次のとおり本人確認を行いますので、御協力をお願い申し上げます。

請求者本人が手続をする場合

● 郵送での手続きの場合

下記一覧の本人確認書類の写しを1点、添付してください。

● 窓口での手続きの場合

下記一覧の本人確認書類の原本を1点、御提示ください。

※御本人が来庁された場合でも、請求書の記載が代筆の場合は本人確認書類の写しを取らせていただきます。あらかじめ御了承ください。

＜主な本人確認書類一覧＞

①	運転免許証／運転経歴証明書
②	パスポート
③	<u>顔写真付のマイナンバーカード</u> 〔 ※顔写真のない「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。 ※写しを取る場合は、 <u>顔写真が載っている面のみ</u> お取りください。 〕
④	障がい者手帳など 官公庁発行の手帳
⑤	戦傷病者・戦没者遺族相談員証
⑥	住民基本台帳カード(<u>顔写真付、有効期限内のもの</u>)
⑦	介護保険被保険者証
⑧	公的医療保険の被保険者証(後期高齢者医療被保険者証 等)
⑨	年金手帳
⑩	恩給証書、援護年金証書

御家族等、代理人が手続きをする場合は裏面を御覧ください。

御家族等の代理人(任意代理人)が手続をする場合

(※別途「委任状」の提出が必要です。)

● 郵送での手続きの場合

以下の2つを添付してください。

- 1 請求者の本人確認書類の写しを1点
- 2 任意代理人の本人確認書類の写しを1点 又は 2点
(※下記一覧の①～⑥の場合は1点、⑦～⑩の場合は2点)

● 窓口での手続きの場合(※本人確認書類の写しを取らせていただきます。)

以下の2つを御提示ください。

- 1 請求者の本人確認書類の原本 又は 写しを1点
- 2 任意代理人の本人確認書類の原本を1点 又は 2点
(※下記一覧の①～⑥の場合は1点、⑦～⑩の場合は2点)

<主な本人確認書類一覧>

①	運転免許証／運転経歴証明書
②	パスポート
③	<u>顔写真付のマイナンバーカード</u> 〔 ※顔写真のない「個人番号通知カード」は本人確認書類にはなりません。 ※写しを取る場合は、 <u>顔写真が載っている面のみ</u> お取りください。 〕
④	障がい者手帳など 官公庁発行の手帳
⑤	戦傷病者・戦没者遺族相談員証
⑥	住民基本台帳カード(<u>顔写真付、有効期限内のもの</u>)
⑦	介護保険被保険者証
⑧	公的医療保険の被保険者証(後期高齢者医療被保険者証 等)
⑨	年金手帳
⑩	恩給証書、援護年金証書

※上記一覧から御用意が難しい場合は、下記まで御相談ください。

◆問い合わせ◆

北区特別弔慰金担当

☎03-3908-9015